

荒川区グリーン購入推進方針

(平成13年4月1日策定)
最終改定 平成31年4月1日

1 目的

本方針は、日常業務活動から生じる環境負荷の低減を図るために、国等による環境物品等の調達への推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という)第10条で定める「地方公共団体及び地方独立行政法人による調達への推進」の基本となる配慮事項等について定めるものである。

2 対象とする範囲

区において重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類(以下「特定調達品目」という)及び判断の基準は、国の定める環境物品等の調達への推進に関する基本方針に準拠する。

3 製品やサービスの選択基準

物品等の調達に当たっては、次の配慮事項に掲げる各項目を踏まえつつ、適正な価格・機能・品質、環境保全の観点を考慮し、必要性を十分考慮して適正量を購入するものとする。

また、環境物品の調達で終わることなく、長期使用や適性使用、リサイクル及び分別廃棄などに留意し、環境負荷の低減が着実に実行されるよう努めること。

◆配慮事項◆

- ①資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ②製造・使用・廃棄の各段階において、環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び排出がないこと。
- ③資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ④長期間使用できること。
- ⑤再使用が可能なこと。
- ⑥リサイクルが可能なこと。
- ⑦再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
- ⑧廃棄されるときに適正処理や処分が容易であること。

上記の配慮事項のほか、国及び第三者機関が認定する環境ラベル(エコマーク・グリーンマーク・国際エネルギースター等)を目安とする。

4 物品の選択

- ①購入またはリースしようとする物品が、特定調達品目に該当する場合は、判断の基準及び配慮事項に適合する製品から選択する。
- ②購入またはリースしようとする物品が、①以外である場合は、前記3に掲げる配慮事項に照らし、環境への負荷ができる限り少ない製品を優先して選択するものとする。

5 グリーン購入調達割合

特定調達品目の新規購入・リースについての調達目標は 100 パーセントとする。公共事業においては新築工事・大規模改修工事を対象とする。また、役務の提供を受ける際は、新規契約時、契約更新時に可能な限り仕様書に盛り込むものとする。

6 情報の提供等

- ①環境に配慮した物品調達の推進に必要な情報について、環境課及び物品調達実務に当たる関係課は積極的に情報交換を行うとともに、各部課への情報提供に努める。
- ②必要に応じて、物品調達担当者に対する説明会、研修等を実施する。
- ③定期的に環境に配慮した物品調達の取り組み状況を把握する。
- ④グリーン購入の取り組みを普及するために、区民及び事業者へのグリーン購入に関する情報の提供に努める。